【約款変更（標準→禁煙・ｾｸﾊﾗ・ﾓﾗﾊﾗ）】

令和　　年　　月　　日

　関 東 運 輸 局 長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　許可番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）の

運送約款変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）の運送約款を下記のとおり変更したいので、道路運送法第１１条及び同法施行規則第１１条の規定に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所、代表者の氏名

住　　所

氏　　名

２．事業の種類

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）

３．変更しようとする運送約款

別紙のとおり（新旧対照表）

４．変更を必要とする理由

タクシー車内での酔客による運転者への暴力行為、セクシャルハラスメント及びモラルハラスメント行為等が増加している状況から、厳正な対処を行う必要があるために運送約款の変更を申請いたします。

※東京運輸支局へ申請後、受付印のあるこの用紙を都個協へ必ずＦＡＸ送信（3947-9167）してください。

新旧対照表

別紙

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 一般乗用旅客自動車運送事業運送約款  第１条～第２条　（略）  第３条　当社は、次条、第４条の２第２項又は第４条の４第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。  第４条　（略）  第４条の２　当社の車両内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。  ２　旅客が当社の車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めます。旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、旅客が降車するまでの運賃及び掛かったその他の料金を求めるとともに、喫煙が継続された場合は営業を中止して車両の清掃を行いますので、その清掃代金と営業中止における損害の賠償を求めます。  第４条の３　（略）  第４条の４　旅客の当社の運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為（本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の旅客の発言、行動等が旅客の意図には関係なく、当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為（以下、「ハラスメント」という。）をいう。）を差し控えていただきます。  ２　ハラスメントがあった場合、運転者はハラスメントの中止を求め、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、運転者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償および、慰謝料を請求します。  第５条～第１０条　（略） | 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款  第１条～第２条　（略）  第３条　当社は、次条又は第４条の２第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。  第４条　（略）  第４条の２　当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。  ２　旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。  第４条の３　（略）  （新設）  第５条～第１０条　（略） |